

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）
第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 30 日

鳥取県立鳥取養護学校長 中谷 一朗

1 調達内容

（１）業務の名称及び数量

鳥取県立鳥取養護学校・鳥取県立白兔養護学校給食調理等業務 一式

（２）業務の仕様

入札説明書及び鳥取県立鳥取養護学校・鳥取県立白兔養護学校給食調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

（３）業務の期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

なお、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までは準備期間とする。

（４）業務の場所

ア 調理場所 受託者施設内（仕様書の業務を行うために必要な施設設備を受託者施設内に整備すること。なお、必要な設備の想定は仕様書 10（１）に定める）

イ 配送・回収場所 鳥取市江津 260 鳥取県立鳥取養護学校
鳥取市伏野 1550-1 鳥取県立白兔養護学校

（５）入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める書類等（以下「企画提案書」という。）を提出しなければならない。

イ 入札は、書面（紙入札）により行うので、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費用の総額（管理運営費及び施設整備費の合計額）及びその内訳を入札金額として入札書（様式第 3 号）（その 1）（その 2）に記載すること。

ウ 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額（消費税及び地方消費税の不課税、非課税のものを除く。）とし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）法人格を有していること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受

けていない者であること。

- (4) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「給食」に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年11月13日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

- (5) 鳥取市内に本件業務を行うための施設設備を受託者施設内に整備できること。
- (6) 本件業務を開始する日までに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する営業許可その他業務委託に関連して必要な法令に基づく許可、認可等を受けることが確実であること。
- (7) 開札日（再度入札を含む。）から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた者でないこと。
- (8) 開札日（再度入札を含む。）から起算して3年前の日までの間に福祉施設関係給食業務又は学校給食業務において食品衛生法の規定に基づく営業停止処分を受けた者でないこと。
- (9) 食品衛生法の規定により許可を取り消された場合、当該取り消しの日から起算して開札日（再度入札を含む。）までの間で2年を経過していること。
- (10) 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (12) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取養護学校

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0901 鳥取県鳥取市江津 260 番地

鳥取県立鳥取養護学校

電話 0857-26-3601

ファクシミリ 0857-27-3207

電子メールアドレス toriyo-s@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等その他の資料は、令和7年10月30日（木）から同年12月8日（月）までの間にインターネットの鳥取県立鳥取養護学校ホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/toriyo-s/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年10月30日（木）から同年12月8日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便等による入札書及び企画提案書の提出

可とする（ただし、郵便等による入札書等の受領期限は令和7年12月17日（水）午前9時までとする）

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年12月17日（水）午後2時即時開札（ただし、郵便等による入札書等の受領期限は午前9時までとする。）

イ 場所

鳥取県鳥取市江津260番地 鳥取県立鳥取養護学校 応接室

(6) プレゼンテーションの日時及び場所

ア 日時

令和7年12月25日（木）午後2時開始

イ 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第29会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書には、件名及び入札者名、入札金額等を記入し、業務名、業務場所、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載した封筒に入れ封緘して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記し、表面に業務名、業務場所、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、それぞれを提出すること。なお、第2回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の（1）の場所に令和7年12月8日（月）午後4時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

- (1) 会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内において有効な入札を行った者であって、技術点及び価格点の合計点において最も高得点を獲得した者を落札者に決定し、落札者にその旨を通知する。
- なお、最も高得点を獲得した者が2人以上となる場合は、技術点の高い方の者に決定する。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した他の者のうち、審査会の評価において最も高得点を獲得した者を落札者とすることがある。

- (2) 企画提案書の内容については、別記「選定基準及び配点」に示す各項目の配点の範囲内で提案内容の評価に応じて採点し、企画提案書に対する評価点（以下「技術点」という。）を与える。

- (3) 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する評価点（以下「価格点」という。）を与える。
- なお、価格点の上限は20点とする。

$$\text{価格点} = 20 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格}) / (\text{入札価格})$$

〈注〉「最低入札価格」とは、入札参加者から提出された入札価格のうち最低額のものをいう。

8 その他

(1) 再度入札

入札者全員の入札価格が予定価格を超えた場合は、2回を限度として再度入札を行う。（初度入札を含めて3回とする。）

(2) 入札の無効

- ア 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- ウ 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- エ 委任状のない代理人のした入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- オ 入札に関して不正のあった者のした入札
- カ 記名のない入札書による入札
- キ 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- ク 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- ケ 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出された企画提案書及び入札書は返却せず、本件入札の企画提案者の選定及び企画提案書の評価審査以外には使用しない。

イ 入札参加者は、提出する書類が鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上提出するものとする。

(6) その他

詳細は、入札説明書等による。

別記「選定基準及び配点」

選定基準	審査項目	企画提案書の項目	評価項目	配点	
1 適切な給食提供の実施				15点	
	1 学校給食の意義・目的	1 学校給食業務に応じた理由及び運営方針について	学校給食の意義や目的に沿った取組や運営方針となっているか	5点	
	2 適切な施設設備の確保	2 適切な施設設備の確保について	受託者において衛生管理面も含めた適切な施設設備が確保（整備）できるか	10点	
2 充実した給食提供の実施				45点	
	1 栄養管理・献立管理	3 栄養管理・献立管理に係る連携について	児童生徒の健康増進や食育のための献立作成に関して協力連携に努めることができるか	10点	
	2 給食材料の調達	4 食材の選定について（外国産、冷凍食品、加工食品）	品質、鮮度、安全性について十分配慮した食材の選定に努めることができるか	10点	
		5 食材の選定について（地産地消）	地産地消を推進し鳥取県産食材の使用に努めることができるか	5点	
		6 食材の保管管理について	食材全般にわたり適切に保管管理できるか	5点	
	3 給食調理等業務における人員体制	7 調理等業務における人員確保について	仕様書に示した標準的な配置人数及び資格、経験等を有しているか	5点	
		8 業務の人員体制・指揮命令系統について	職員勤務及び人員体制（準備期間中の勤務体制を含む）適切な指揮命令系統が構築できるか	5点	
		9 業務従事者への教育について	衛生教育、調理技術の向上について計画的な教育を行うことができるか	5点	
	3 危機管理体制の構築				10点
	1 非常時・事故発生時への対応	10 非常時・事故発生時の給食確保について	非常時や事故発生時に給食提供が困難になった際の代替策等への対応	5点	
11 異物混入発生時の対応		速やかな原因究明調査及び再発防止策をとることができるか	5点		
4 安全安心な給食提供の実施				10点	
	1 衛生管理	12 業務従事者に係る衛生管理について	業務従事者の健康管理及び衛生管理に関する指導力はあるか	5点	
		13 厨房施設内の衛生管理について	食中毒発生防止に資する設備・調理工程を整備できるか	5点	
計				80点	